

改正育児・介護休業法等セミナー

主催：大阪労働局，大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

日程

2025年7月3日(木)

時間

13:30~15:15

参加料
無料

内容

<説明>

①改正育児・介護休業法／次世代法
について

②育休中等業務代替支援コース
(両立支援等助成金) について

定員

《ZOOM参加》
500名

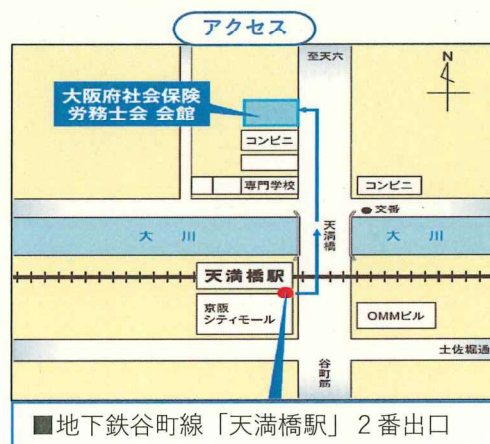
《会場参加》
30名

場所：大阪府社会保険労務士会館3階会議室
(大阪市北区天満2-1-30)



対象

事業主、人事労務担当者等
※定員になり次第締め切ります



申込
方法

ZOOM参加希望の方

下記URLの参加申込フォームからお申込みください。



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-4F0BCR9LGKmRCoHGIBNM>

会場参加希望の方

下記URLの参加申込フォームからお申込みください。



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-jMSAKNC6alZ0f1CrVYek>

【セミナーの内容 に関するお問い合わせ】
【育児休業制度等に関する相談窓口】

大阪労働局雇用環境・均等部 指導課
TEL：06-6941-8940
平日 午前8時30分～午後5時15分まで

【セミナー申込 に関するお問い合わせ】

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局
TEL：06-4792-8205
E-mail：shien@sr-osaka.jp
平日 午前9時～午後5時30分まで

育児・介護休業法が改正されました

～R7.4から段階的に施行～

改正の概要

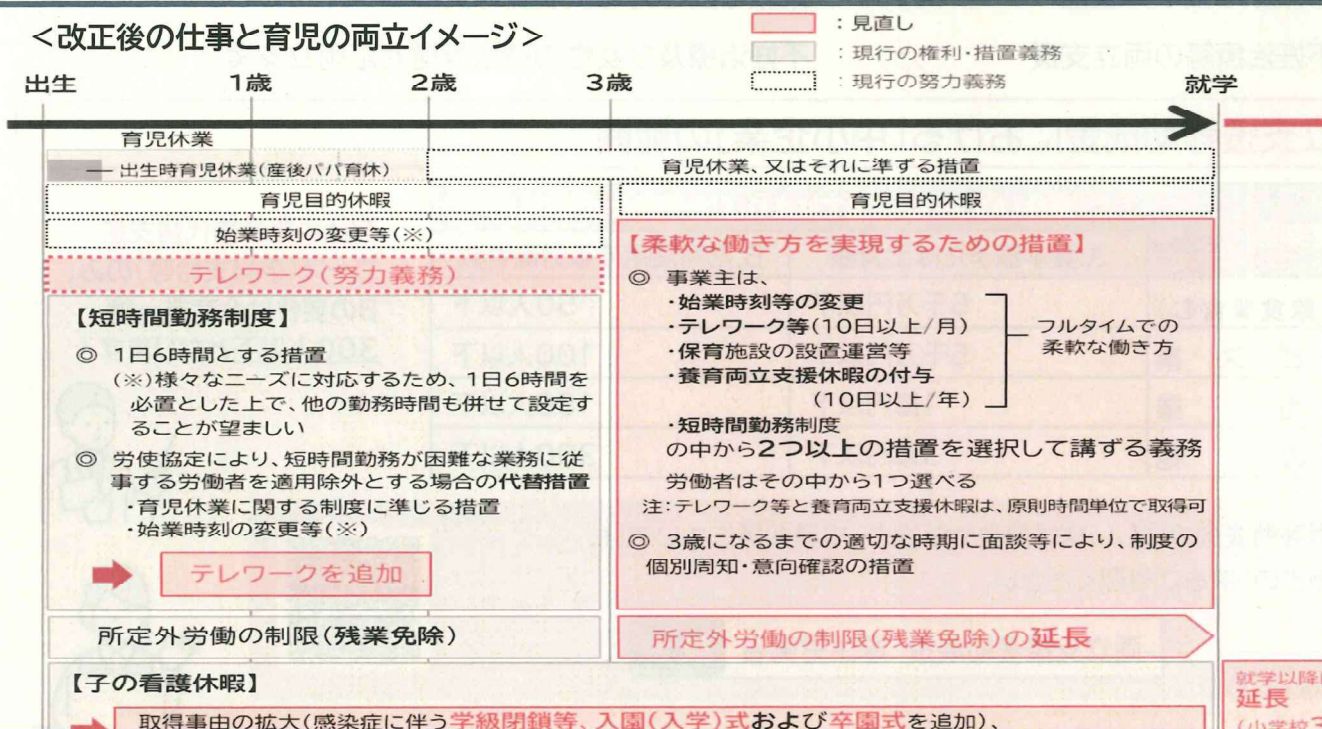
1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した柔軟な働き方を実現するための措置を講じ(※)、労働者が1つを選択して利用できるようにことを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。
- ※ 始業時刻等の変更、テレワーク（10日/月以上）、保育施設の設置運営等、短時間勤務制就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日/月）のうち事業主が2つ以上選択
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子を養育する拡大する。（現行は3歳になるまでの子を養育する労働者）
- ③ 子の看護休暇につき、感染症に伴う学級閉鎖等・入園(入学)式・卒園式の場合も取得可能と対象の子の範囲を小学校3年生まで拡大するとともに、勤続6月末満の労働者を労使協定に除外する仕組みを廃止する。（現行は小学校就学前の子の病気・けが・予防接種・健康診断）
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、を追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向を事業主に義務付ける。

2. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・講ずることを事業主に義務付ける。
- ② 労働者への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(※)を事業主に義務付ける。
- ※ 研修の実施、相談体制の整備、取得事例の収集・提供、取得促進に関する方針の周知のうち
- ③ 介護休暇について、勤続6月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加

<改正後の仕事と育児の両立イメージ>



2025(令和7)年度 両立支援等助成金

■ 育休中等業務代替支援コース



まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、
または代替要員を新規雇用(または派遣で受入)した場合に受給できる助成金です。



	種別	要件	支給額(※)
①	手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に 手当を支給	最大140万円(A+B) うち最大30万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大120万円(手当支給総額の3/4)
②	手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に 手当を支給	最大128万円(A+B) うち最大23万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大108万円(手当支給総額の3/4)
③	新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を 新規雇用または派遣で受入	最大67.5万円(代替期間に応じた額を支給) ○最短(7日以上14日未満): 9万円 ○最長(6か月以上) :67.5万円

(※)①～③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

■ 他のコース

男性の育児休業取得促進	>>>	出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
仕事と介護の両立支援	>>>	介護離職防止支援コース
円滑な育児休業取得支援	>>>	育児休業等支援コース
育児期の柔軟な働き方整備	>>>	柔軟な働き方選択制度等支援コース
仕事と不妊治療等の両立支援	>>>	不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

■ 両立支援等助成金における「中小企業」の範囲

産業別	要件(AまたはBに当てはまれば「中小企業」に該当)	
	A.資本額または出資額	B.常時雇用する労働者数
小売業(飲食業含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

育休中等業務代替支援
コース(手当支給等)のみ、
Bの要件は全産業一律
300人以下となります!



両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続き、申請期間については、
厚生労働省のHPをご参照ください。



両立支援等助成金 厚生労働省 検索



お問い合わせ先はこちら

- ▶育児・介護休業法について：大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎ 06-6941-8940
- ▶両立支援等助成金について：大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 ☎ 06-6941-4630
- ▶育児・介護休業法や両立支援等助成金、その他働き方改革全般に関する相談
：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター ☎ 0120-068-116